

令和7年度 第1回恵庭市社会福祉審議会

高齢者福祉・介護保険専門部会 会議録

1. **開催日時** 令和7年7月16日（水） 午後3時00分～午後4時00分

2. **開催場所** 恵庭市民会館 2階 中会議室

3. **出席者**

【出席委員】 山内委員、亀石委員、野口委員、齊藤委員、木下委員、
米山委員、本間委員（計7名）

【欠席委員】 3名

【傍聴者】 1名

【報道関係】 0名

【事務局】 保健福祉部長、保健福祉部次長、介護福祉課長、
介護福祉課 高齢者相談・介護認定担当主査、介護保険担当主査、
生きがい対策担当主査、指導担当主査・スタッフ（2） （計9名）

4. **内 容**

- （1）開会
- （2）委嘱状交付
- （3）保健福祉部長挨拶
- （4）委員・関係職員自己紹介
- （5）部会長・副部会長の選任
- （6）議事

<協議事項>

- 1. 第9期恵庭市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画における
地域密着型サービスの基盤整備について

<報告事項>

- 1. 第9期恵庭市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画における
令和6年度事業評価について
- 2. 地域密着型サービス事業者等の新規指定等について

3. 指定介護予防支援の一部委託について
4. 高齢者世帯等除雪サービス事業の見直しについて
5. 通所型（訪問型）短期集中予防事業の廃止について

（４）詳細

＜協議事項＞

1. 第9期恵庭市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画における地域密着型サービスの基盤整備について

・令和5年度に策定した標記計画において、介護サービス基盤整備計画を盛り込み、令和6年度は3つのサービス（認知症グループホーム、小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護）について公募を実施したが、認知症グループホームと小規模多機能型居宅介護で応募する事業者がいなかった。

市内の認知症グループホーム及び小規模多機能型居宅介護に関しては、これまで待機状況や利用状況を確認し、計画において見込んでいる施設整備の必要性も踏まえたうえで、令和7年度に改めて再公募を実施したいと考えている。

結果として、令和6年度に応募が無かった2施設と、令和7年度に公募を予定している1施設を合わせて、認知症グループホーム2施設、小規模多機能型居宅介護1施設の公募を進めることについて、承認をいただきたい。

・令和6年度に公募して選定した特定施設入居者生活介護事業者より、人材確保への対応を理由として、当初の予定より指定を早め、令和8年度中のサービス開始について要望があった。

課題となる介護保険料基準額への影響は、4か月程度であれば問題がないことを確認したため、この範囲内で許可することについて、承認をいただきたい。

【部会長】 只今事務局より説明のあった議事について、質問・意見等はあるか。

⇒質問・意見等なし。

【部会長】 本議題は協議であるため、事務局より示されている

「令和7年度における事業者公募の方針」と

「令和6年度公募事業者の早期指定」について専門部会として承認してよいか

⇒承認。

【事務局】 今後の公募に係る募集要項や詳細なスケジュールについては、今月中に委員の皆様にお渡しするので、ご確認いただきたい。

<報 告>

1. 第9期恵庭市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画における
令和6年度事業評価について

第9期計画における施策体系別計画の中にある基本目標別に整理している。各目標でピックアップした事業に係る実績及び自己評価を資料にまとめている。

2. 地域密着型サービス事業者等の新規指定等について

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護で休止となっているのは、本年1月より実質的には休止状態となっていたが、長期化が見込まれるため、正式に休止として対応した。

地域密着型通所介護で同一の事業所が新規指定や廃止となっているが、運営法人の変更に伴うものである。また、同事業所が5月1日より一時休止しており、資料への掲載が間に合わなかったが、7月1日付で再開となっている。

なお、通所型サービスAでの新規指定、廃止は地域密着型と同様の理由である。

3. 指定介護予防支援の一部委託について

地域包括支援センターが主に実施している介護予防支援事業について、一部業務を居宅介護支援事業所へ委託することができる。

現在の委託状況について、資料のとおり報告する。

4. 高齢者世帯等除雪サービス事業の見直しについて

同事業における事業費の増大が見込まれる中、持続可能な制度とするため、見直しを行い、事業本来の目的に沿う形で内容を今年度の実施分から変更する。

車庫前除雪の廃止、追加課金制の導入の他、担い手への支払い方法を変更する。

5. 通所型（訪問型）短期集中予防事業の廃止について

同事業の性質から、利用実績が少なく、第9期計画においても見直しすることとしていた。

代替事業である「通所型サービスA」「個別健康相談」がともに実績として増加傾向にあることから、令和7年度をもって廃止とする。

【部会長】 只今、事務局より説明のあった、報告について質問・意見等はあるか。

【委 員】 報告1の6ページで健康増進券の関係だが、取組の結果15%程度の利用増があったことは良かったと感じるが、前回（令和5年度）からどの程度利用されたの

か分かれば、伺いたい。

また、報告4の除雪サービスだが、高齢者世帯でも65歳くらいだと元気な方が多いイメージだが、実際に65歳から70歳くらいの高齢世帯では、どの程度利用されているのか。少ないようであれば、見直しも考えられると思う。

【事務局】健康増進券に関しては、令和5年度が54,171枚、令和6年度が62,589枚利用されている。

除雪に関して、高齢者の定義により65歳から対象者になりえるが、年齢のみを要件としているわけではなく、障がいや高齢であることに伴い除雪困難であることを要件としているため、お元気な高齢の方が対象に含まれているわけではない。

【委員】報告1の1ページ、具体的な取組の中で、「介護支援専門員に対する支援と連携」とあるが、2ページ目の実績評価は研修会がこれに該当するという認識でいいか。

【事務局】同取組については、実績評価の中で取り上げていない。具体的な例としては、住宅改修の支援を介護支援専門員（ケアマネジャー）が行った際に、ケアプランの作成を伴わない場合に、1件あたり2,200円を支給する補助金制度を整備している。また、3ページと4ページに記載されている「適切な介護保険事業の運営」の中で、ケアプラン点検を実施しており、その一環として介護支援専門員を対象とした研修会を実施している。こうした取組を併せての実績、評価になるうかと考えている。

【委員】ちなみに、住宅改修における補助金の実績として、どれくらいの件数があるか。

【事務局】令和6年度が38件となっている。

【委員】報告1と報告2に関連するが、人材の確保が難しく事業所でも休止や廃止に繋がっている状況にある。ハローワーク経由での紹介もほとんどなく、人材派遣会社では月3～4件程度あるものの、紹介手数料の負担がネックになっている。今後の施策としてセミナーや研修を予定されているようだが、なかなか事業所のニーズを満たすことは難しいように感じる。

紹介手数料の補助というのも予算的に厳しいかもしれないが、求人広告の紙面を市が一部負担して、いくつかの事業所が掲載できる仕組みなど、具体的な手立てがあれば考えるが、市としてはどうか。

【事務局】人材確保の対策については、介護、医療分野だけではなく、他の保育、子育て関係だったり、商業や工業といった、いろんな面で不足が生じているため、市の経済部でも各方面の人材確保の計画というものを立てながら、様々な雇用の相談会だったり、職場のバスツアー見学を実施して、高校生や中学生といった若い世代の方たちにも広く知ってもらい、将来に向けて確保していくための様々な計画を立てて取り組んでいる。

介護福祉課でもそうした取組に参加して、現状について意見交換したり、人材確保のアンケート調査で実態調査を行ったりしているので、そうした活動を続けていく中で市全体では何ができるかということと一緒に考えていきたい。

【委員】人材確保に関連して、現在の公的サービスで間に合わせることに限界が来ていると感じる。認知症の人だとずっと窓を閉め切ってストーブをつけている場合があり、ちょっと窓開けてくれるだけでも助かる。ヘルパーを利用するほどではないが、元気な高齢者等がちょっとしたことでも活躍できるシステムがあるといいのではないかと。少しずつでもお互いに助け合える仕組みを作っていかないと、いずれ破綻してしまうのではないかと感じている。

【事務局】地域の1人暮らしの方や、高齢者の見守り等の相談については、地域包括支援センターでも、関係機関等と連携しながら、情報収集をして、対応をしている。まだまだ手が届かない部分もあると思うが、今後そういったニーズを踏まえた、見守り体制の仕組みを強化できればというふうに考えている。

【委員】老人クラブ連合会でも、会員やクラブで活動している方はある程度情報もあるが、所属していないと、何処に誰が住んでいるかも分からない。会員だといつも来る方が来ない時に、帰りに寄って様子を見ることもしているので、そうした活動に参加してくれれば、お互いに見守ることができる。

(5) 閉会

【部会長】その他、ご意見・質疑がなければ事務局より連絡事項はあるか。

【事務局】次回の専門部会は11月頃を予定しているので、若干前後する場合もあるが、時期が近づいたら、また日程等のご案内をしたい。

【部会長】それでは、以上をもって閉会とする。